

ジュリスト (No.1227) 2002. 7. 15

特集 IT社会における知的財産法の展開

Ⅲ 座談会 知的財産権紛争の現状と将来

東京地方裁判所判事

弁護士

東京大学教授

弁護士

キャノン㈱顧問・弁理士

東京地方裁判所判事

東京地方裁判所判事

飯村敏明(司会)

片山英二

中山信弘

松尾和子

丸島儀一

三村量一

森 義之

95頁～96頁から抜粋

5 訴訟準備の重要性

片山 話が外れましたので、訴訟の準備に戻りますが、受任した場合に、1つ心掛けていることがあります。それは、ビジネス目的をよく知る、あるいはクライアントをよく知るために、できるだけ会社の工場に伺うようにしています。そうすると、その会社の雰囲気も分かりますし、トップの考え方も伝わってくる場合があります。

物の発明、製品についても、実物を見ることは当然のことです。最近、日本の訴訟が速くなって、ほぼ1年で結果が分かるという時代になりましたので、逆にいうと、訴訟を起こしてからあるいは起こされたからの準備と

いうのは非常に難しいものがあるので、できる限り、事前準備に力を入れるようにしております。

ただ、なかなか難しいのは、それぞれの国で訴訟制度が違うことで、例えばアメリカのクライアントの場合は、とにかくすぐ訴状を出して、それから考えた方がいいのではないかと。ディスカバリーをやりながら考えればいいのかというイメージでいますので、そういう所に対しては、いや日本はこういう制度なのだから、やはり事前に相当程度準備をしないと駄目です。代理人と会社との信頼関係が効いてくる場面です。

6 訴訟を提起するか否かの判断要素

片山 訴訟を起こすかどうかという点については、最初から決めている会社もあります。ただ、弁護士のように意見を言ってくれと言われるほうが、どちらかというところではマジョリティがあらうと思います。

その場合に、どの程度のことを申し上げることかということについては、先ほどの、そのクライアントが望んでいるのは何かということに大きくかかわってくるように思います。ある場面である訴訟を起こしたい。ある状況下では、やはり1,2週間で起こしたいということがビジネス上で必要な場合があります。そういう場合には、やはりそれにできるだけ対応するのが代理人の役目だろうというふうにして、そういうふうにしておりまして、他方では、リスクが非常に大きすぎて、ここはその会社全体の性格からすると、訴訟ではなくて、和解で収めたほうがいいのかというふうなアドバイスをすることもあります。

最近のもう1つの訴訟の特徴として、ビジネスがワールドワイドになって、訴訟も世界全体で考えるということがあります。一体どこでまず最初に訴訟を起こすのか、どの国を選ぶのかという問題です。

先ほど丸島さんから、過去の経験ではアメリカには阻止力としての脅威というものがあつたという話がありました。いまでもそのとおりだと思いますが、実はスピードの点でいうと、アメリカでも場所によるわけで、一般的にいえば日本の訴訟のほうがずっと速くなっています。したがって、最近、最初にどこで訴訟を起こすかという場合に、とりあえず最初に判決がほしければ日本で起こしたらどうか。1年後には、ある程度の結果が出ますということをお願いして、実際にそんなふうにしていくことがあります。あるいは、パブリシティを犯って、アメリカと日本で同時に訴訟を起こして、それを新聞発表するというようなケースもありますし、逆に、ある国で起こされたので、そのカウンターとしてほかの国で、例えば日本で起こすということもあります。

会社にとっての法的リスクというのは、あるマーケットでの売上げが大きければ大きい

ほど速にリスクが高いわけです。日本のマーケットで相手製品がたくさん売れているということになると、それは相手方にとって非常に弱い側面が日本ではあるという関係になります。逆に日本で訴訟を起こしても、カウンターで日本で叩かれるというリスクは、マーケットシェアが小さければ小さくなるということになり、そういう目で見て戦略を決めることがあります。

もう1つのどこで起こすかという問題については、制度がそれぞれの国によって違っていることがあります。弁護士としては「夫ができる」ところではあるわけですが、アメリカではディスカバリーでござる、日本ではこれがないからどうなる、フランスでは「セジ」というのがあって、これを使えばどうなるという各国の訴訟手続の違いによって、かなりたどる道が違ってくるといのが現状だろうと恐ろしい。

その面で言いますと、日本の現行の制度は関係者の努力で大変よくなった、現在では世界でも一流の手続になったと思いましたが、方法の特許、物の構造などについての特許を行使するには、諸外国に比べると、立証という壁があつて日本の制度は特許権者にとってこの面では不利な制度と言わざるを得ないのではないかと思います。これをどう解決するかが1つの今後の課題だろうと思います。次に、スピードの速さと判決内容の質はともすれば相反することになりかねませんので、質をどのように維持向上してゆくかもこれからの課題でしょう。先ほど申し上げたように、世界の中で日本を第一の訴訟提起国にすることも多くなると思いますので、その判決は世界のリーディングケースになる訳です。当然のことですが、最初の判決がもつ影響力は非常に大きいものがあります。ビジネスの面からみると、それで大勢が決するということがよくあります。逆に、それだけ世界から注目を浴びますので、日本の判決に対する批判も多くなると思います。今後、弁護士には十二分に深い議論、裁判所には質の高い判決が求められることになると思います。